

障 生 第 1050 号
令和 7 年 4 月 10 日

大阪府所管就労継続支援 A 型事業者 代表者 様

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課長

就労継続支援 A 型事業における自己評価結果等の公表及び
大阪府への届出について（通知）

日頃から、本府の障がい福祉行政の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の改正により、就労継続支援 A 型事業所については令和 3 年 4 月から就労継続支援 A 型サービス費の算定にあたりスコア方式が導入され、各事業所がスコア方式にて評価された内容をインターネット等での公表を行い、都道府県へ届出を 4 月中に行うことが義務付けられています。

つきましては、自己評価結果等の公表について下記により届出をお願いします。

なお、令和 4 年 4 月以降、自己評価結果等の公表がなく都道府県への届出がない場合、令和 3 年度報酬改定により「自己評価未公表減算」が適用され、令和 7 年 4 月分の報酬から当該状態が解消されるに至った月まで減算となります。

また、自己評価結果等の公表の届出がない場合、運営指導の対象となることを申し添えます。

記

- 1 届出対象支援 就労継続支援 A 型
- 2 対象事業所 令和 6 年 4 月 1 日以前に指定を受けた事業所
(令和 6 年 4 月 1 日指定も含む)
- 3 届出期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）【必着】※公表済の事業所は早めにご提出ください
- 4 届出書類 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」※事業所ごとに提出
- 5 届出方法 以下の大阪府行政オンラインシステムよりご提出ください。

※様式等の詳細については、以下の府 HP をご参照ください。

府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/syuurou_sukoa_kouhyo.html

<連絡先>

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ 指導担当

電話 06-6941-0351（代表）内線 2482,2462

自己評価未公表減算について

《対象となる支援》 就労継続支援A型

《算定される単位数》 所定単位数の100分の85（15%減算）

《減算対象及び適用期間》 都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害者全員について減算を適用

自己未公表減算にかかる規定

●報酬告示（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）より抜粋

別表

第13 就労継続支援A型

1 注4

(3)指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第196条の3又は指定障害者支援施設基準附則第13条の3に規定する基準に適合するものとして都道府県に届け出していない場合 100分の85

●留意事項通知（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）より抜粋

第二 3(4)①(三)自己評価未公表減算について

ア 報酬告示第13の1の注4については、指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点の公表について、都道府県に届出がされていない場合に、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定するものである。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員につき減算を行うものである。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に100分の85を乗じて得た数を算定するものではないことに留意すること。

イ 公表の方法等については、スコア留意事項通知を参照すること。

●スコア留意事項通知（厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について）より抜粋

3 公表

就労継続支援A型事業所等は、指定障害福祉サービス基準第196条の3及び指定障害者支援施設基準附則第13条の3の規定に基づき、上記2で算出したスコアの合計点及び当該スコアの詳細について、別紙2-1及び別紙2-2の様式により、インターネットの利用その他の方法により、毎年度4月中に公表すること。また、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき経営改善計画書を作成している就労継続支援A型事業所等においては、当該経営改善計画書も併せて公表することが望ましい。なお、新規指定の就労継続支援A型事業所等の初年度（年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目）については、スコアを算出できないため、公表は要さないものであること。

公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイトにおいて公表するとともに、事業所のホームページ等における公表についても可能な限り実施し、就労継続支援A型の利用を希望している障害者等第三者に対して広く情報発信すること。

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。